

令和2年安中市教育委員会 8月期定例会 会議録

日時 令和2年8月27日(木) 午後2時から午後3時40分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員	金井 裕之
委員	中島 卯
委員	湯本 見千子
委員	佐藤 和子

【事務局】

教育長	竹内 徹
教育部長	高橋 信秀
総務課長	戸塚 政明
学校教育課長	磯貝 博昭
生涯学習課長	萩原 陽子
文化財保護課長	齊藤 勝彦
スポーツ課長	石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

◇ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後の会議の進行は、教育長にお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それでは、ただいまから、令和2年安中市教育委員会 8月期定例会を開会します。次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

総務課長の戸塚です。

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略いたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、議案第29号の会議内容が含まれているので、会議録の公開は9月1日以降といたします。

◇ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等が出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。夏の行事等の中止が多くなってしまいました。あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議件」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りをいたします。

「議案第33号」は、市議会提出予定議案に関わることから、現時点ではまだ意思決定過程にあると思われまゝ。したがって、「議案第33号」は、非公開とすることが適当であると思われまゝ。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第33号」については、議事を非公開とし、議案の最後に審議をしたいと思ひますが、いかがですか。

* 委員から異議等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご異議ないものと認めまゝ。よって、「議案第33号」は非公開とし、議案の最後に審議をいたします。

それでは、まずは報告案件です。

報告第11号 安中市集会所運営委員の委嘱について、事務局から説明をお願いしまゝ。

◆ 生涯学習課長

生涯学習課長の萩原です。それでは説明いたします。

* 「報告第11号」を読み上げた後、

安中市集会所運営委員は、安中市集会所条例第13条に規定があり、教育委員会が委嘱をしています。先の5月期定例会で安中市集会所運営委員の委嘱について報告、ご承認をいただきました。このたび、中澤委員が7月16日付けで区長をご退任されたことに伴い、急遽後任の方を委嘱するものです。

* 議案書の「委嘱年月日」、「任期」、「委嘱をした者」を読み上げた後、

任期は、前任者の残任期間です。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第11号 安中市集会所運営委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、報告第11号 安中市集会所運営委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

報告第11号 安中市集会所運営委員の委嘱について、承認されました。

続いて、報告第12号 安中市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◆ スポーツ課長

スポーツ課長の石田です。それでは説明いたします。

* 「報告第12号」を読み上げた後、

スポーツ基本法第32条第1項では、市町村の教育委員会は、スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱すると規定されています。安中市スポーツ推進委員に関する規則では、委員の職務、定数、任期等が定められています。委員の任期は2年ですが、昨年度末で任期が満了したため、あらたに委嘱をするものです。委嘱年月日は、令和2年4月1日です。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。委嘱した者は、次ページにある「安中市スポーツ推進委員名簿」をご覧ください。委員の定数は25人以内と規則で定められています。選出区分は、スポーツ協会の各支部長からの推薦と教育委員会からの推薦とになっています。委嘱した者は20名で、うち新規の委嘱が2名です。

* 資料に沿って「氏名」、「選出区分」を読み上げた後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第12号 安中市スポーツ推進委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、報告第12号 安中市スポーツ推進委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

報告第12号 安中市スポーツ推進委員の委嘱について、承認されました。

続いて議案です。

議案第31号 安中市立小学校及び中学校の修学旅行実施規程の全部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。それでは説明いたします。

* 「議案第31号」を読み上げた後、

これは、安中市立小中学校の修学旅行を実施するにあたり、規程を踏まえつつも、教育長が特に必要と認める場合には修学旅行を実施することができるように内容を改正するものです。

今年度、今般の新型コロナウイルスの流行に伴い、小中学校では、市内や県内、旅行先の都道府県の感染状況を考慮して修学旅行の実施を判断したり、行き先や日数を変更したりしなければならない状況になっています。また、参加を希望しない児童生徒が出てきたときに、現在の規程にある参加率については、基準を満たさない状況になることも考えられます。そこで、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら柔軟に修学旅行を実施していくため、これまでの規程を見直す必要が生じてまいりました。資料次ページをご覧ください。

改正のポイントは、第2条第2項として「前項第1号イ及び同項第2号ウの規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、修学旅行を実施することができる。」という内容を追加いたしました。前項では「修学旅行に参加する児童生徒の数について

では、それぞれの学年に在籍する児童生徒の90パーセント以上の数の参加を必要とする」としていますが、参加を希望しない児童生徒が出て90パーセントに満たなくても、教育長が特に必要と認める場合は、修学旅行を実施することができるということです。また、このたびの改正に合わせて、文言や構成、様式等をあらためて見直して全体的に整えたので、今回は全部改正としています。

新型コロナウイルスも今後どのような状況になるかわかりません。また、今後とも例年とは異なる事態が発生することがあるかもしれませんので、さまざまな状況に応じて修学旅行を実施することができるように対応をしてまいりたいと思います。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第31号 安中市立小学校及び中学校の修学旅行実施規程の全部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 金井委員

この規程の全部改正ということですが、主な改正の理由は、新型コロナウイルスへの対応ということですか。

◇ 学校教育課長

そうです。新型コロナウイルスの影響で修学旅行への参加に関してはいろいろなご意見があり、参加率が90パーセントに満たない場合でも柔軟に対応できるよう規程を改正したいということです。

◆ 中島委員

修学旅行に関しては、現状でどのような検討が行われているのですか。

◇ 学校教育課長

学校行事検討委員会というものを設けてこれまで2回会議を行っています。この委員会には、小中のPTA会長の代表と4名の小中学校の校長に加わってもらっています。修学旅行ではキャンセル料のこともあるので、9月3日の午後にこの委員会を開いて、中学校の宿泊を伴う修学旅行をどうするか決めたいと考えています。それにあたり、先週安中市医師会へご意見を求め、今週そのご意見が届きました。医師会のご意見としては、修学旅行の実施は望ましくない、というものでした。委員会にはこのご意見も資料でお示しします。小学校の宿泊を伴う修学旅行についても、9月中にはどうするか決めていきたいと思っています。

◆ 中島委員

宿泊を伴わない修学旅行についてはいかがですか。

◇ 学校教育課長

内容の見直しや感染症の対策等をふまえ、学校ごとの判断になります。今後の新型コロナウイルスの状況にもよるかと思います。

◆ 中島委員

今後の新型コロナウイルスの状況によるところを子どもたちにも理解させたり、修学旅行を楽しみにしている気持ちも汲み取ったりして対応をしてもらいたいと思います。いろいろな面から修学旅行のあり方そのものを考えていくということもこれからは必要かもしれませんね。

◇ 竹内教育長

他にはよろしいですか。それでは、議案第31号 安中市立小学校及び中学校の修学旅行実施規程の全部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第31号 安中市立小学校及び中学校の修学旅行実施規程の全部を改正する訓令について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

社会教育法第10条では、「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されています。今回、社会教育関係団体の認定申請が1件あったので、提案してご審議をお願いするものです。資料次ページをご覧ください。

* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げた後、

【申請団体】 パステル画を楽しむ会

この団体は、新規の申請です。認定期間は令和3年3月31日までです。説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第32号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

社会教育関係団体の認定基準を確認しておきたいと思います。

◇ 生涯学習課長

いくつかの要件がありますが、主には、市民に広く開かれた団体であって、会員相互の親睦交流をのみを目的とする団体ではない、ということです。

◆ 金井委員

社会教育関係団体に認定されないと市の施設が使えないということではないですよ。

◇ 生涯学習課長

社会教育関係団体に認定されないと市の施設が使えないということはありませんが、有料となります。認定団体への支援として、社会教育施設の使用料が免除されます。

◇ 教育部長

申請された団体が規約を有しているということは必要ですし、団体の収支報告や総会資料を提出してもらっています。認定期間は2年としていて、確認や見直し等を行っています。関心のある方等に対しては、社会教育関係団体としてご紹介をさせていただいています。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第32号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第32号 安中市社会教育関係団体の認定について、原案のとおり可決されました。続いては、追加でご審議をお願いする議案です。

議案第34号 安中市学生等応援給付金給付事業実施要綱の制定について、事務局

より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

説明いたします。

新型コロナウイルス感染対策支援事業として、安中市独自に学生等を対象に応援給付金給付事業を実施してまいります。この事業は、要綱の第1条にあるとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により学生等が、修学をあきらめることがないよう、学生等を対象に「学びの継続」のために修学支援を行うことを目的としています。今後具体的にこの事業を進めていくのにあたっては実施要綱が必要となるため、原案のとおり制定いたしたく提案をするものです。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第34号 安中市学生等応援給付金給付事業実施要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

当面するこの事業の日程を説明してもらえますか。

◇ 生涯学習課長

広報あんなかの9月1日号にこの事業のことが掲載されます。おしらせ版の9月15日号には給付金の給付申請書を折り込んでまいります。周知には市のホームページやツイッターも活用いたします。

◆ 中島委員

この事業は単年度で行われるのですか。

◇ 生涯学習課長

単年度事業です。

◇ 竹内教育長

給付金を支給するということには、「コロナ禍でもがんばっていこう」という思いも込められているのだと思います。

◇ 教育部長

給付金としては、高校2、3年生で約1,000人、19歳から上を約1,600人と見込み、合計で5,800万円の予算が措置されています。この給付金は「申請方式」を採るので、こちらからの周知とその浸透度がポイントになると思います。

◆ 中島委員

この事業は教育委員会で取り組む事業なのですか。

◇ 教育部長

この給付金は、生活や経済の支援ではないのかな、と感じるところはあります。しかし、コロナ禍の収束も先が見えず、経済環境も決して良くはなってはいません。少しでも早くこの支援をお届けしたいですから、高校生、大学生等の学びの応援にもつながっていくとして教育部で取り組むこととしました。

◆ 中島委員

コロナ禍の状況次第では、この取り組みが来年度も継続される可能性はあるということですかね。

◇ 教育部長

今後の状況を総合的に勘案してどうなっていくかはわかりませんが、その可能性もあるのかな、とは思います。

◆ 金井委員

この給付金の支給に関して、所得制限といったことはないのですよね。

◇ 生涯学習課長

ありません。

◆ 中島委員

今後の状況を見つめながら、必要であるならば、このような支援を継続していくということも大事であろうと思います。

◇ 竹内教育長

ご意見、ご質問をありがとうございます。他にはよろしいですか。それでは、議案第34号 安中市学生等応援給付金給付事業実施要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第34号 安中市学生等応援給付金給付事業実施要綱の制定について、

原案のとおり可決されました。

先ほどお諮りをしたとおり、これからの議件は非公開としますので、よろしく願いいたします。

非公開議件

= 議案第33号 令和2年第3回安中市議会定例会提出予定議案（令和2年度補正予算案）の作成に対する意見について =

以上で、本日の議件は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局からお願いします。

* 学校教育課が、安中市立小中学校適正規模及び配置に関する審議会の会議経過等について、報告を行った。

◇ 竹内教育長

それでは以上で、令和2年安中市教育委員会 8月期定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

◆ 令和2年9月期定例会

- ・ 日時 9月28日（月） 午後2時から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。